

令和7年5月16日

各務原市長 浅野 健司 様

各務原市上下水道事業経営審議会
会長 千葉 揚美

下水道使用料の見直しについて（答申）

令和6年11月6日付 6各下第241号で諮問のあった標記の件について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申する。なお、留意されるべき事項等を付帯意見として申し添える。

記

1. はじめに

本市の下水道使用料は、平成3年の供用開始以降、平成19年度、平成31年度、令和4年度の3度の改定を経て、現在に至っている。独立採算の達成に向けて着実に使用料収入を増加させているが、それでもなお使用料対象経費の全額を賄うことはできず、一般会計からの繰り入れに頼って運営している状況である。

下水道事業の経営は、使用料収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としながら、その本来の目的である公共の福祉を増進していくことが求められている。しかし、人口減少等に伴う収入の減少や施設の更新需要の増大、光熱費等の高騰による污水处理費用の増嵩など、下水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増している。

そこで本市では、令和6年度に下水道事業経営戦略の見直しを行い、経営の安定性を確保するために今後も定期的な使用料改定を行っていく計画とした。

本審議会では、市民生活への影響にも配慮しつつ、適正な使用料改定について審議を重ね、次のとおり改定を行うことが望ましいという結論に至った。

2. 使用料の改定内容

(1) 算定期間

令和8年度から令和11年度までの4年間とする。

(2) 改定単価

一般用下水道使用料を次のように改定すること。

区分	基本使用料 (2使用月につき)	超過使用料（2使用月につき）	
		排除量	使用料 (1 m ³ につき)
一般用	602 円	0 m ³ から 20 m ³ まで	98 円
		20 m ³ を超え 50 m ³ まで	164 円
		50 m ³ を超え 100 m ³ まで	187 円
		100 m ³ を超え 200 m ³ まで	204 円
		200 m ³ を超えるもの	221 円

(3) 改定時期

令和8年4月使用分より適用することとする。

3. 答申に至る経過

(1) 諮問

本市下水道事業経営戦略（以下、「経営戦略」という。）に基づき、下水道使用料について、算定期間を令和8年度から令和11年度までの4年間とした見直しを行う旨の諮問を受けた。要旨は以下のとおり。

- ① 下水道は公衆衛生の向上等、その目的のために欠かすことのできない公共性、公益性の高い都市基盤施設だが、例えば地震で下水道施設が被災した場合、公衆衛生問題や交通障害の発生、トイレが使用不可能となるなど、住民の健康や社会活動に重大な影響を及ぼす。さらに、他のライフラインと異なり、被災時に同等の機能を代替する手段がなく、適切な対策や維持管理が求められている。
- ② 地方公営企業は、地方公営企業法において、「地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない」という独立採算制が基本原則として定められている。
- ③ 本来は使用料で全て賄うべき汚水処理費用等に対して、一般会計より補てんを行っている。
- ④ 近年の光熱費等の高騰の影響を受けて、汚水処理費用が令和6年度より値上がりしており、算定期間にも引き続いて大きな負担となると予測される。
- ⑤ 過去に実施した事業の減価償却費及び企業債償還利子に加え、建設計画に基づいて今後整備予定の事業分として算出される当該経費も下水道使用料で賄う必要があることから、本市経営戦略では令和8年度から令和20年度まで4年に1度の段階的な改定を行う計画としている。

(2) 改定の有無

上記の状況を踏まえ、本市の下水道使用料の改定を求める。

(3) 改定案（第1回）

市から提示された第1回目の改定案は次のとおり。改定案は検針に合わせて2使用月。改定時期は、市民への周知期間を踏まえて令和8年4月から。

（2使用月につき 単位：円（税抜き））

種 別		現行	①	②	③－1	③－2	④
基本使用料		550	1,093	821	550	550	602
超過使用料 （1 m ³ につき）	0 m ³ ～20 m ³	90	90	97	104	100	98
	20 m ³ 超～50 m ³	150	150	157	164	165	164
	50 m ³ 超～100 m ³	170	170	177	184	190	187
	100 m ³ 超～200 m ³	185	185	192	199	205	204
	200 m ³ 超～	200	200	207	214	220	221

※塗りつぶし箇所は現行使用料に対して増額配賦している単価を表示

改定案は全て平均改定率（改定前後の使用料単価を比較した場合の増加率）を最大10%として設定された単価である。この平均改定率は、本市経営戦略において30年間の投資・財政計画を作成し、算定期間中の使用料対象経費から一般会計が負担すべきと考えられる繰入金を除いて算出している。また、増額配賦額は現行使用料を固定した上で、算定期間中に増収が必要となる使用料の総額を算出し、当該金額に近似するよう配賦している。

改定案①は増額配賦額を全て基本使用料に配賦した案、改定案②は基本使用料と超過使用料に 50%ずつ配賦した案である。改定案③－1、③－2はともに増額配賦額を全て超過使用料に配賦した案であるが、③－1は全て均一（一律 14 円）に配賦している一方、③－2は 10～20 円を 5 円刻みで現行使用料に対して累進して配賦している。改定案④は現行使用料に対して平均改定率 10%と概ね同程度となるよう配賦した案である。

その他、市より公衆浴場用の使用料に新たに基本使用料を設定してはどうかとの提案があった。

（４） 改定案（第１回）に対する検討

改定案①は全ての使用者で上がる金額が一律であるため、率で示されるよりも理解しやすいが、使用水量が少ない方々の増加率が極端に高いため、負担感の公平性という観点からは望ましくない。改定案②及び③－1は、改定案①と比較するとこの傾向が若干抑えられているものの、一般家庭は生活上やむを得ず下水道を使用するものであり、事業所の経済活動とは異なる点に一定の配慮が必要と考えられるが、これらの案が十分配慮されているとは言い難い。

改定案③－2及び④は、現行使用料の累進度に応じた形で増額配賦されており、増加率がどの使用水量区分でも 10%に近い形であるため理解が得やすいと考えられる。また、物価高騰の影響を大きく受けている一般家庭の負担を抑えるため、資力の多い事業所に原因者負担を求める観点から、200 m³超のところに新たな水量区分を設けてはどうかという意見があった。改定案③－2又は④をベースに検討を深める、必要に応じて 200 m³超のところに新たな水量区分を設定するという方向性で再度、市から提案を受けることとした。

公衆浴場用使用料に基本使用料を設定するという市からの提案については、継続審議。

（５） 改定案（第２回）

市から提示された第２回目の改定案は次のとおり。

また、200 m³超の新たな水量区分設定について、使用水量の多さが必ずしも事業所等の資力に比例しないこと、現状以上の負担感を少数の使用者に求めることになることから、市からは見送りの提案があった。

（２使用月につき 単位：円（税抜き））

種 別		現行	③－2	③－3	④	④－2	④－3
基本使用料		550	550	570	602	600	610
超過使用料 （1 m ³ につき）	0 m ³ ～20 m ³	90	100	100	98	98	95
	20 m ³ 超～50 m ³	150	165	165	164	164	165
	50 m ³ 超～100 m ³	170	190	185	187	187	190
	100 m ³ 超～200 m ³	185	205	200	204	203	205
	200 m ³ 超～	200	220	220	221	220	220

※塗りつぶし箇所は現行使用料に対して増額配賦している単価を表示

※赤字は第１回目の改定案から派生した改定案

改定案③－3は③－2から一部を基本使用料に配賦した案である。

改定案④－2は④から全ての水量区分で 10%を超えないよう調整した案、改定案④－3は④から 5 円刻みに調整した案である。

(6) 改定案(第2回)に対する検討

200 m³超の新たな水量区分設定については、使用水量の多さが必ずしも事業所等の資力に比例せず、極めて少数の利用者に負担増を求める形となるため、第1回改定案検討時に出た「増加率がどの使用水量区分でも10%に近い形が望ましい」という全体意見に基づき、今回の改定では見送ることとする。

下水道という実生活に密着したインフラの先には利用者が存在し、極端な上げ方をしてしまうと、使用料改定自体への理解がますます得づらくなってしまう。現状の負担感に極力即した形で改定できることが望ましい。

改定案③-2と③-3は中間層で増加率の上下が入れ替わるため、最も利用者が多い水量帯への影響よりも増加率が低く出る水量帯が存在し、多くの利用者への配慮が十分ではない。また、本市においては長らく、使用料単価を5円刻みとして見やすく設定してきたところだが、社会情勢の急激な変化に対応し、市民生活に配慮した使用料体系を構築するためには、他自治体と同様、1円刻みの単価設定を許容する段階にきていると考える。

増加率がどの使用水量区分でも10%に近い形となっているのは、改定案④及び④-2である。改定案④及び④-2はほぼ同様の提案ではあるが、改定案④-2では平均改定率を若干下げることによって全ての使用水量帯で増加率が10%を超えないため、全利用者に配慮した案といえる。しかしながら、経営戦略上で今後も計画的な使用料改定が必要であるという試算が出ていること、今回の改定率を抑制することで後の改定にしわ寄せが生じる可能性があること、下水道に起因する事故を防ぐための適切な維持管理を行っていくためには多額の費用がかかることなどを考慮すると、必要な増収見込額に限りなく近い形で改定を行うべきである。よって、改定案④が④-2より望ましい。

改定案④-3は5円刻みで特に0~20 m³を低く設定せざるを得ず、使用水量帯毎の負担割合が大きく変わり、累進度もより高くなるため、負担感の公平性という観点から望ましくない。

以上より、本審議会としての結論は改定案④となった。

また、公衆浴場用の使用料改定については、公衆浴場の社会的役割を鑑み、今回は見送ることとされたい。

4. 付帯意見

答申にあたり、下記の意見を申し添える。

- ・下水道事業の責務として、使用料収入を確保し適切な維持管理を行っていくことで、下水道に起因する事故を無くし、市民の安全・安心を守る必要があること。
- ・平均改定率9.6%を、市民が具体的にとらえられるよう、率で説明するだけではなく実生活に密着した例えや早見表を用いる等により、分かりやすく説明すること。
- ・今後も経営戦略と合わせて定期的な見直しを行い、必要に応じて改定を行うこと。
- ・改定時には直近の使用料改定の効果検証を行い、算定期間中に見込んだ使用料収入が達成されたかを数値的に示すとともに、単価の増減だけでなく水量区分の変更なども総合的に検討し、その時代の生活に合った使用料体系とすること。
- ・使用料の改定により減少する下水道事業会計への一般会計からの繰入金、本来充てられる行政サービスの向上に活用できる旨の説明を市民に対して丁寧に行うこと。

以上